

材質表示指針（プラスチック材料）

CA-G07

2015年(平成27年)9月10日 改正

一般社団法人 キャビネット工業会

1 主旨

プラスチック材料に対する再利用の要求は年々高まっており、有限な化石資源を無駄なく使用することが環境問題の重要課題となっている。そこでキャビネット工業会では、汎用ボックスに使用するプラスチック材料の識別表示を明確にし、使用済み製品のリサイクル率向上を目指し、地球環境に貢献できるように材質表示の推進を図る。

2 適用範囲

低圧用の電気・電子機器などを収納する屋内及び屋外に使用する合成樹脂製ボックスのうち、汎用目的のボックスについて適用する。ただし、表示により機能を損なうおそれがある場合は除外してもよい。

3 材質表示

- (1) 位置 : ボデー、ドア（カバー）、屋根などボックスを構成する主要部品において、容易に表示が確認できる場所とする。
- (2) 方法 : 刻印による成形表示、ラベル貼付又は印字など容易に消えない方法とする。
- (3) 表示 : 材質記号をくぎりマーク“>”及び“<”で挟むか、単独による表示とする。
例 ABS樹脂の場合
>ABS< 又は ABS
- (4) 文字 : 大きさは2mm以上を標準とする。

<参考文献>

JIS K 6999 : 2004 プラスチック—プラスチック製品の識別及び表示

JIS K 6899-1 : 2006 プラスチック—記号及び略語—第1部：基本ポリマー及びその特性

材質表示指針 解説

プラスチック部品の材質表示については、工業会規格“CA 200 合成樹脂製汎用ボックス”の10.表示に規定している。規格では梱包への表示も可としているが、本来の目的を考慮して部品への表示を推奨する。環境問題への取り組みとして、使用後のリサイクル処理を少しでも容易にできるよう配慮したもので、今後とも広く活動を推し進めたい。

主な改正点（2015年9月10日）

材質表示を推進するため、「技術資料」から「指針」に変更した。

2 適用範囲を工業会規格 CA 200 に合わせ変更した。

一般社団法人 キャビネット工業会